

埼玉県みどりの再生県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 県民参加により、森林の整備保全や身近な緑の保全と創出等のみどりの再生を推進するとともに、本県が取り組むべき施策等について幅広く意見を聴くため、埼玉県みどりの再生県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 彩の国みどりの基金を活用した事業に係る提言及び評価に関すること
- (2) みどりの再生全般に関すること

(組織)

第3条 県民会議は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のうちから知事が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO活動・ボランティア活動実践者
- (3) 企業関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 公募による者
- (7) その他の有識者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第6条 県民会議に座長1名及び副座長1名を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 県民会議の会議は座長が招集し、その議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 前項の場合において、座長は、委員として議決に加わることができない。

5 出席することができない委員があらかじめ委任状により議決権の行使を座長に一任する意思を表明した場合は、当該委員を出席したものとみなす。

(関係者の出席)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、県民会議の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 県民会議の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の議決により、非公開とすることができる。

(部会)

第10条 県民会議に部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 県民会議に事務局を置き、その事務は、埼玉県環境部みどり自然課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、座長が県民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉県みどりの再生県民会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県みどりの再生県民会議設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、埼玉県みどりの再生県民会議（以下「県民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 要綱第9条の規定により会議を公開する場合は、傍聴を認める定員を10名とし、希望する者に傍聴を認めるものとする。

2 県民会議は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、別紙の傍聴要領に基づき、会議開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議開催の周知)

第3条 県民会議は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の一週間前までに、県民に周知するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

(会議結果の公表)

第4条 県民会議は、会議終了後、議事録及び当該会議に提出された会議資料を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

傍 聴 要 領

埼玉県みどりの再生県民会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、県民会議の座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、携帯電話の電源は切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、県民会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。